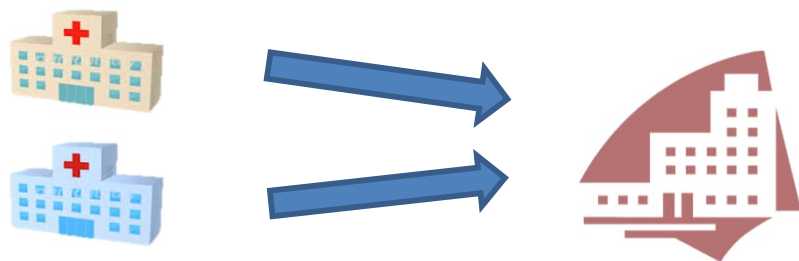


医療機関再編統合等支援事業

1 事業の目的

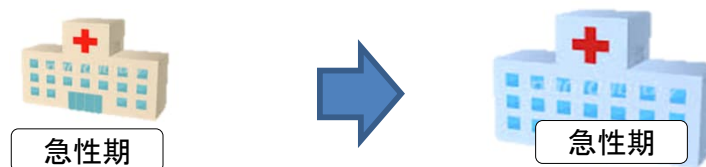
地域医療構想の実現に向け、病床の機能分化・連携の推進に資する「**医療機関の統廃合**」や「**同一の病床機能の集約化**」等に係る病床整備について支援し、良質かつ適切な医療を提供する体制の確保を図る。

医療機関の統廃合



2つ以上の医療機関の統合に伴い、新たに医療機関を整備するものであり、その結果1つ以上の医療機関が廃止となるもの

病床機能の集約化



2つ以上の医療機関内で、同一の病床機能を1つ以上の医療機関へ集約するもの

2 補助事業対象者

県内の病院及び有床診療所の開設者

3 補助対象要件

- 整備する医療施設が所在する二次医療圏単位に設置する圏域地域医療構想調整会議において整備に関する大枠の合意がとられた計画

【調整会議での合意事項】

- ・ 地域医療構想において果たすべき役割
 - ・ 経営主体、経営形態等の考え方
 - ・ 診療機能（5 疾病 6 事業等）
 - ・ 病床規模（病床機能別病床数）と診療科目等の方針
 - ・ 施設概要、概算事業費、スケジュールなど
- 「医療機関の統廃合」又は「病床機能の集約化」前の病床数※に
対して、整備後の総病床数が減少している計画

※ 最大使用病床数

4 補助基準単価及び補助率等

以下の区分に沿った施設整備等の事業に要する経費の 1 / 2 を補助する。ただし、補助基準単価に整備病床数を乗じた額の 1 / 2 を上限とする。

区分	内容	基準額	補助率	対象経費等
建物整備	1 新增改築 新たに建築する場合、又は病床部分を含み、敷地内の既存の建物に建増しする場合、及び従前の建物の躯体（建築物の構造体となるもの）工事に及ぶ内部改修を行う場合	9,000千円/床	1 / 2	病棟整備に要する工事費又は工事請負費 （既存建物の除却費用も含む） 病棟 （病室、診察室、処置室、記録室、患者食堂、談話室、機能訓練室、浴室、寝具倉庫、バルコニー、廊下、便所、暖冷
	2 改修 従前の建物の躯体（建築物の構造体となるもの）工事に及ばない内部改修による整備事業	4,616千円/床		
	3 改装 既存の病院等（病棟）の構造変更を伴わず、内装や什器備品等の設置や配置換えなど、改装による整備を行う場合	200千円/床		
医療機器 購入	回復期への転換に伴う、回復期リハビリテーションの実施に必要な医療機器及び器具の購入	10,800千円/施設	1 / 2	1品当たりの単価が100千円以上のもの
	高度急性期への転換に伴う、高度専門医療の提供に必要な医療機器等の	22,000千円/施設		

※ 次に掲げる費用は対象経費から除くものとする

- | | |
|------------------------|--------------------------|
| (1) 土地の取得又は整地に要する費用 | (4) 既存建物の買収に要する費用 |
| (2) 門、柵、塀及び通路敷設に要する費用 | (5) その他整備費として適当と認められない費用 |
| (3) 設計その他工事に伴う事務に要する費用 | |

5 補助金交付申請の流れ

(1) 事前協議書の提出

「保健医療部補助金交付要綱」の別表に沿った事業計画書を作成のうえ、「事前協議書」を後頁記載の「事前相談・協議窓口」に提出



(2) 圏域地域医療構想調整会議での協議・合意



(3) 県医療審議会（医療計画部会）での協議・合意

※ 年2～3回程度開催予定。開催時期については別途お問い合わせください。



(4) 補助金交付申請

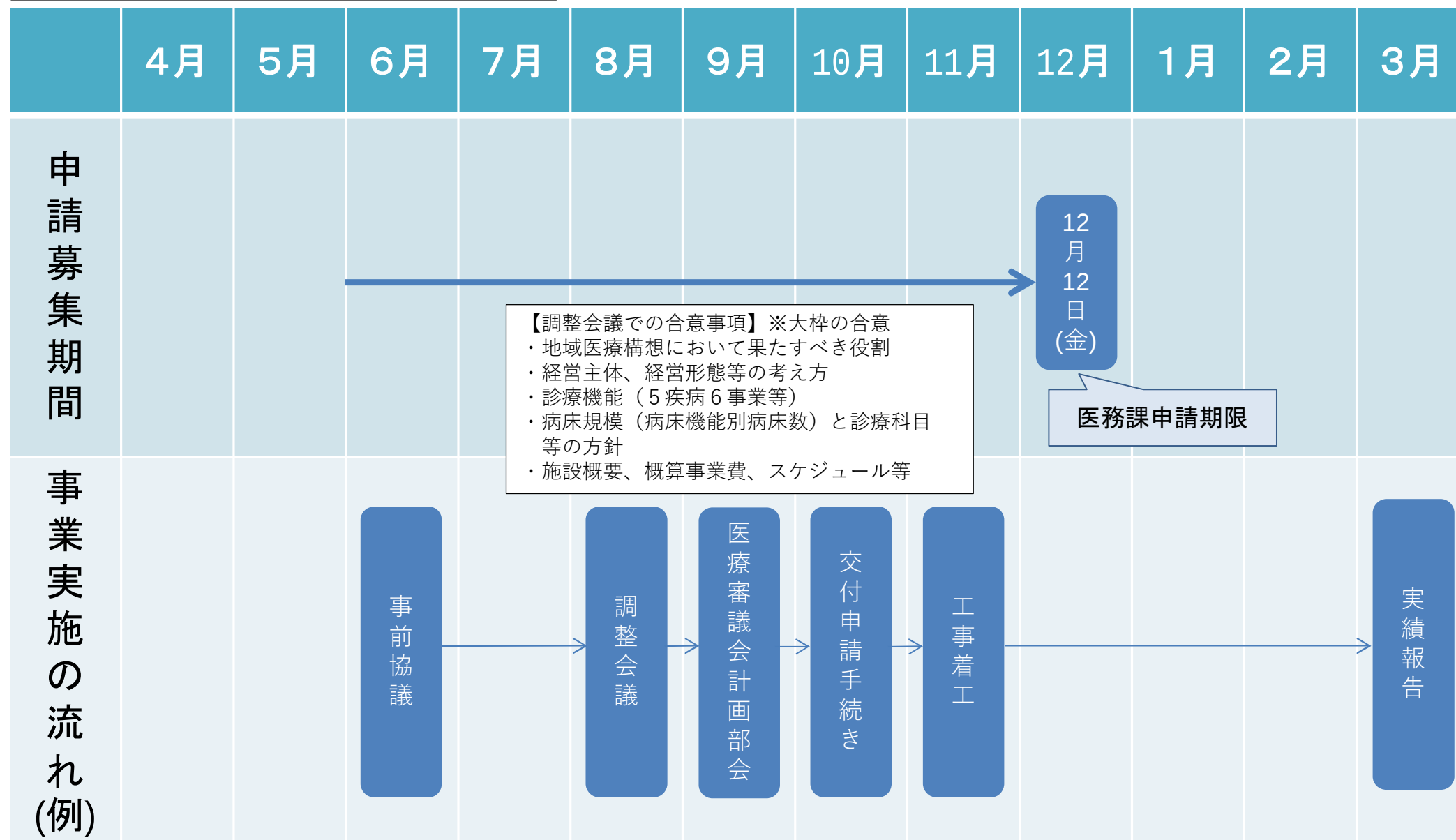
「保健医療部補助金交付要綱」の別表に沿った様式等を作成のうえ、県医務課あて交付申請書等を提出（令和7年12月12日まで）



(5) 補助金交付決定

医療機関再編統合等支援事業

6 年度スケジュール（想定）



※ 申請募集期間の中で随時募集

※ 医療審議会計画部会は、年2～3回（9月、12月、3月頃）開催予定

※ やむを得ず補助金交付決定前に事業着手する場合は、少なくとも圏域地域医療構想調整会議で了承を得られた補助事業計画であることを前提に、別に定める交付決定前着手届を提出する必要がある。

7 補助事業実施に係る主な留意事項

- (1) 補助事業者が、補助金申請書に添付する整備計画は、予め整備する施設が所在する二次医療圏単位に設置する圏域地域医療構想調整会議及び兵庫県医療審議会の意見を踏まえたものでなければならない。
- (2) 事業（工事）着手は、原則として、補助金の交付決定の日からとなる。
また、補助対象事業が2年以上にわたり継続する場合は、当該年度までの出来高に応じて、交付することができる。
やむを得ず補助金交付決定前に事業着手する場合は、少なくとも圏域地域医療構想調整会議で了承を得られた事業計画であることを前提に、別に定める交付決定前着手届を提出する必要がある。
- (3) 補助事業者は、当該補助金の交付と対象経費が重複する他の法律又は予算制度に基づく国の負担又は補助を受けてはならない。
- (4) 事業の実施に際し、原則として一般競争入札によるものとする。なお、入札を行う場合は、医療機関が所在する市町又は県の入札基準に準ずるものとする。

※ その他留意事項については、「保健医療部補助金交付要綱」の別表に記載

医療機関再編統合等支援事業

＜事前相談及び事前協議書（事業計画書）提出の窓口＞

県内8の2次医療圏域毎に設置されている「地域医療構想調整会議」の事務局機能を担う以下の企画調整業務（病床機能に関すること含む）を所管する担当課(係)が窓口となります。

※ 提出（相談）する際には、事前に電話にて予約をお願いします

圏 域		市町名	事前相談及び事前協議書の提出の窓口	補助金
神 戸		神戸市	神戸市健康局地域医療課 神戸市中央区加納町6-5-1 神戸市役所1号館19階 電話078-322-5246	兵庫県医務課 企画調整班 電話 078-341-7711 内線(79295)
阪 神	阪神南	尼崎市、西宮市、芦屋市	芦屋健康福祉事務所（芦屋保健所）企画課 芦屋市公光町1-23 電話0797-32-0707（代）	
	阪神北	伊丹市、宝塚市、川西市 三田市、猪名川町	宝塚健康福祉事務所（宝塚保健所）企画課 宝塚市東洋町2-5 電話 0797-61-5172	
東播磨		明石市、加古川市、 高砂市、稲美町、播磨町	加古川健康福祉事務所（加古川保健所）企画課 加古川市加古川町寺家町天神木97-1 電話 079-421-9292	
北播磨		西脇市、三木市、小野市 加西市、加東市、多可町	加東健康福祉事務所（加東保健所）企画課 加東市社字西柿1075-2 電話 0795-42-9355	
播 磨 姫 路	中播磨	姫路市、神河町、市川町、福崎町	中播磨健康福祉事務所 企画課 姫路市北条1-98 電話 079-281-9207	
	西播磨	相生市、たつの市、赤穂市、宍粟市、 太子町、上郡町、佐用町	龍野健康福祉事務所（龍野保健所）企画課 たつの市龍野町富永1311-3 電話 0791-63-5150	
但 馬		豊岡市、養父市、朝来市 香美町、新温泉町	豊岡健康福祉事務所（豊岡保健所）企画課 豊岡市幸町7-11 電話 0796-26-3655	
丹 波		丹波篠山市、丹波市	丹波健康福祉事務所（丹波保健所）企画課 丹波市柏原町柏原688 電話 0795-73-3754	
淡 路		洲本市、淡路市、南あわじ市	洲本健康福祉事務所（洲本保健所）企画課 洲本市塩屋2-4-5 電話 0799-26-2036	